

◎新潟県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨の届出があった。

令和元年5月31日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 変更前
理事 中魚沼郡津南町大字谷内2023番地 藤木 稔
- 2 変更後
理事 中魚沼郡津南町大字谷内2084番地3 藤木 稔